

山口県宅老所・グループホーム協会 社員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会の定款第24条に基づき、社員総会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集の手続)

第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 社員総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書面を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使に関する事項
- (6) 代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項である時は、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 事業の全部の譲渡
 - ハ 定款の変更
 - ニ 合併

(招集の通知)

第3条 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の開催日の1カ月前までに、すべての会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載しておかななければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 社員総会の招集を議決した理事会の当日における会員（ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第37条第2項による社員総会の招集の場合は、直前の事業年度の末日現在における会員）を当該社員総会に関して議決権を有する会員とする。

(会場の設営等)

第5条 社員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(会員等の出席)

第6条 社員総会に出席する会員は、会場の受付において会員名簿とのチェックを受け、その資格を明らかにして入場しなければならない。

2 会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において委任状もしくは議決権行使者の氏名との確認を行い、その資格を明らかにして入場しなければならない。

(議長の権限)

第7条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 正会員又はその代理人若しくは正会員として出席した者であっても、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言を制限又は中止させることができる。

(定足数の確認)

第8条 社員総会の開会に際し、事務局は出席者数を確認し、会場に報告しなければならない。

(議事の遅滞)

第9条 議長はやむをえない事由がある場合には、開会時間を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している会員等に対して、遅滞繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の審議の宣言)

第10条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を審議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を審議する。ただし、理由を述べて

その順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して審議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題審議の宣告後、必要と認める時は、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 法人法第43条の規定により、会員から提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提出があった場合、又は第49条第3項ただし書きに係る議案の提出があった場合、議長はその会員に議題の説明を求め、また理事又は監事に対してこれに係る意見を延べさせることができる。

(議題の審議)

第12条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は議事の進行上必要がある時は、発言時間を制限することができる。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められる時は、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決について賛否を確認できる、いかなる方法によることができる。

4 議長は、採決の結果に参入することができる。

(採決結果の宣言)

第14条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言しなければならない。

(休憩)

第15条 議長は、必要と認める時には、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第16条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、終了後1カ月以内に事務局が書面によって議事録を作成し回覧しなければならない。

2 議事録には、議事録署名人として、議長及び出席した理事のうち2名以上が記名押印若しくは署名しなければならない。

(議事の結果の報告)

第19条 会長は、社員総会の終了後2カ月以内に、議事の経過及びその結果の概要を、「通信」等の広報誌やホームページに掲載して、すべての会員に周知させなければならない。

(事務局)

第20条 社員総会の事務局には、事務局業務委託先がこれにあたる。

(その他)

第21条 この規則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

2 この規則に定めるもの以外で疑義が生じた場合は、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年 5月17日から施行とする。